

福岡財務支局における一般競争契約に係る入札参加資格について

当局の支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）が実施する一般競争契約に関し、下記の措置要件に該当し、契約相手方として不適当であると契約担当官等が認めた場合、当局が実施する一般競争入札への参加を一定期間認めないものとします。

措置の要件及び期間

措置要件	期間
<p>I. 契約に違反した行為</p> <p>（過失による粗雑工事） 1. 当局の契約担当官等と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）</p> <p>（守秘義務違反） 2. 当局の契約担当官等と締結した契約に定める守秘義務に違反したと認められるとき。</p> <p>（その他契約違反） 3. 第1号及び第2号に掲げる場合のほか、当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実を認定した日から1年6か月以内</p> <p>当該事実を認定した日から1年以内</p> <p>当該事実を認定した日から9か月以内</p>
<p>II. 契約手続き上の不適切な行為</p> <p>（正当な理由のない未契約行為） 1. 当局の契約担当官等が行った入札の落札者又は落札候補者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかったとき。</p> <p>（不正又は不誠実な行為） 2. 前号に掲げる場合のほか、入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>当該事実を認定した日から9か月以内</p> <p>当該事実を認定した日から9か月以内</p>

※措置要件に二以上該当した場合は、最長2年とする。